

2017年10月31日

学生各位

学生支援課（学生支援担当）

平成29年台風第21号の被害に伴う日本学生支援機構奨学生の募集について

このたび、平成29年台風第21号の被害に関して「災害救助法適用地域世帯」及び「その近隣世帯」の学生に対し、日本学生支援機構から緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の募集について連絡がありましたので、下記のとおり申込みを受け付けます。

記

1 災害救助法適用地域

【三重県】 伊勢市・度合郡玉城町

【和歌山県】 新宮市

【京都府】 舞鶴市

2 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

申込方法等の詳細については、学生支援課（学生支援担当）窓口へ問い合わせをしてください。

以上